

第百五十五回 参議院文教科学委員会會議録第七号

平成十四年十二月三日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

十二月二十六日

辞任

補欠選任

大仁田 厚君
後藤 博子君
畑野 君枝君

松山 政司君
上杉 光弘君
緒方 靖夫君

十二月二十七日

辞任

補欠選任

上杉 光弘君
松山 政司君
緒方 靖夫君

後藤 博子君
大仁田 厚君
畑野 君枝君

十二月三日

辞任

補欠選任

岩本 司君
神本美恵子君

堀 利和君
川橋 幸子君

出席者は左のとおり。

委員長

大野つや子君

理事

仲道 俊哉君
佐藤 泰介君
山本 香苗君
林 紀子君

委員

有馬 朗人君
有村 治子君
北岡 秀二君
後藤 博子君
中曾根弘文君
岩本 司君
江本 孟紀君
神本美恵子君

国務大臣	文部科学大臣	川橋 幸子君
副大臣	文部科学副大臣	山根 隆治君
大臣政務官	文部科学大臣政務官	草川 昭三君
事務局側	常任委員会専門員	畑野 君枝君
政府参考人	文部科学大臣官房長	西岡 武夫君
	文部科学省生涯学習政策局長	山本 正和君
	文部科学省高等教育局長	遠山 敦子君
	文部科学省高等教育局長	河村 建夫君
	文部科学省スポーツ・青少年局長	大野 松茂君
	文化庁次長	巻端 俊兒君
		結城 章夫君
		近藤 信司君
		工藤 智規君
		玉井日出夫君
		白川 哲久君
		遠藤純一郎君
		銭谷 眞美君

- 独立行政法人日本芸術文化振興会法案(内閣提出、衆議院送付)
○独立行政法人科学技術振興機構法案(内閣提出、衆議院送付)
○独立行政法人日本学術振興会法案(内閣提出、衆議院送付)
○独立行政法人理化学研究所法案(内閣提出、衆議院送付)
○独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(大野つや子君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。
政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
放送大学学園法案、日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本スポーツ振興センター法案、独立行政法人日本芸術文化振興会法案、独立行政法人科学技術振興機構法案、独立行政法人日本学術振興会法案、独立行政法人理化学研究所法案及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案の審査のため、本日の委員会に文部科学大臣官房長結城章夫君、文部科学省生涯学習政策局長近藤信司君、文部科学省高等教育局長工藤智規君、文部科学省高等教育局長玉井日出夫君、文部科学省スポーツ・青少年局長遠藤純一郎君、文部科学省スポーツ・青少年局長遠藤純一郎君及び文化庁次長銭谷眞美君を政府参考人とし出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(大野つや子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
○委員長(大野つや子君) 放送大学学園法案、日

本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本スポーツ振興センター法案、独立行政法人日本芸術文化振興会法案、独立行政法人科学技術振興機構法案、独立行政法人日本学術振興会法案、独立行政法人理化学研究所法案及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案の八案を一括して議題といたします。
各案につきましては既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。
○仲道俊哉君 おはようございます。自由民主党の仲道であります。今回の特殊法人改革関連法案について質問させていただきますが、まず、トップバッターでありますので、基本的な考え方や一般的な疑問点について質問をさせていただきます。
まず、特殊法人等改革の基本理念であります。特殊法人改革が叫ばれる理由に、時代の変遷に伴う役割の低下であるとか事業運営の非効率性、硬直性の顕在化や経営内容の不透明等の三点が挙げられているわけですが、そういうのが一般的に考えられておるんですが、私は、特殊法人に対する国民の不信感や批判は、むしろ民間の不況やリストラ風をしり目に、幾つもの法人を渡り歩く高級官僚の天下りと役員の外な報酬や退職金にあるのではないかとこのように思います。
そもそも、多くの特殊法人がなぜ多大な累積赤字を抱えるに至ったのかといえ、それは特殊法人の役員が多くが役人出身で、役人的な発想をそのまま事業の運営に持ち込み、採算性や効率性を余り考えなかったからではないかというふうに思います。
そこで、まず初めに大臣に、特殊法人改革はどうあるべきなのか、改革の理念について確認をしておきたいというふうに思います。

○国務大臣(遠山敦子君) 特殊法人改革は、官から民へ、それから国から地方へという流れの中で、肥大化した公的部門を抜本的に縮小して、簡素、効率的、透明な政府を実現するために不可欠な改革であると考えております。

経緯をいたしましては、昨年十二月に閣議決定いたしました特殊法人等整理合理化計画に基づいて政府全体で改革を推進いたしております。この計画では、各特殊法人について、まずその事業の徹底した見直しを行う、そして、その結果、廃止あるいは民営化できない事業のうち、国の関与の必要性が高い事業について独立行政法人化するということがとされているわけでございます。

我が省といたしましては、今回お願いいたしております法律案は、そうした思想を徹底し、特殊法人のこれまで抱えておりましたいろんな問題を克服して、より自律性の高い、また効率性のある、透明性も持った、そういった法人にしたいと、それによって国民の期待あるいは社会の変化に十分対応していこうということと今回取り組んでいるところでございます。

○仲道俊哉君 今、一般的な特殊法人と独立行政法人についての相違点が若干述べられたわけですが、今回の特殊法人の独立行政法人化については、単に看板を書き換えただけとの批判も実は少なくありません。

そこで、特殊法人と独立行政法人とは一体どう違うのか、どこがどう変わるのか、一番大きく変わるのはいくつかあるのか、できるだけ分かりやすく説明をしていただきたいというふうに思います。

○国務大臣(遠山敦子君) 独立行政法人制度は、特殊法人が持つております弊害を克服するという制度として設計されたものでございます。

その業務運営の特徴として、幾つか挙げられるわけでございますが、一つは、目標を明確にして管理をしつかりやっていくという点でございます。そのために中期目標あるいは中期計画というものを策定するというのが一点でございます。

二つ目には、それがうまく実施されているかどうかということについて第三者機関による業績評価を実施することとございまして、これはこれまで制度化されたものでないわけでございまして、新たな視点であろうかと思っております。

それからもう一つは、評価結果を踏まえた定期的な組織、事業の見直しというものが行われるわけでございまして、それは、その結果によつては廃止も含めて見直すということとございまして、かなり厳格な評価が行われるということになるかと思っております。

また、それぞれの役員につきましては、業績を反映した報酬を実施すること、また、業績が低い役員については解任など人事への、業績を反映していくというようなことが挙げられているわけでございます。

こうしたことを通じて、これまで、委員も御指摘のような、運営責任の不明確性あるいは自律性が無いという点で批判されてきた点、あるいは業務運営が非効率的であったという点、それから組織、業務の自己増殖的な色彩が濃かった、そういったような弊害が克服されていくものだと考えております。

○仲道俊哉君 多少ダブルの意味も分りませんが、特殊法人を独立法人化することについての効果ですけれども、国民から、先ほど言いましたように、単に看板を替えただけと言われないためには、独立行政法人化することによって一体どのような効果が期待できるのか、果たしてこれまでの国民の不信感や批判は払拭できるのかどうかという点について説明する必要があるというふうに思います。

果、そして特にメリットについて説明をしていただきたいというふうに思います。

○国務大臣(遠山敦子君) 誠にこともっともな御質問だと思っております。

独立行政法人化によりまして、法人の長に思い切った裁量を与えるということによって事前関与を極力廃し、そして法人の業務運営にかかりま

す自主性が確保されて、業務が効率的、効果的に行われる、これが抽象的な目標でございますが、今まで一年半も前に独立行政法人化した幾つかの法人があるわけでございますが、それらの推移を見ながら私としては三つの点が非常に大事だと思っております。

一つは、法人化することによって国民へのサービスが目に見える形で増加する点であろうかと思っております。このような点で申し上げますと、例えば国立美術館、これは独立行政法人になったわけでございまして、入場者の数が当初の予定、約四十万人予定していたものを二十三万人オーバーいたしましたし、国立博物館におきましては入場者数が当初の予定百三十六万人を約二十九万人それぞれ上回っていることは、やはりサービス精神に満ちた企画がなされ、また運営がなされたということではないかと思っております。

それから二番目には、やはりできるだけ経費を切り詰めて簡素、効率的な運営をやるということと、大事だと思っておりますが、その例をいたしましては、例えば文化財研究所におきましては初年度二・九二%の経費の節減が行われまして、財務の運営に努力の跡が見られたわけでございます。

これまで、どちらかといいますと国に頼って予算を獲得してむしろ肥大化するというような傾向がある法人もあつたようでございますけれども、そういった努力がなされているというのが第二点でございます。

それから、非常に大事なことは、私は、それぞれの法人が抱えておりますような業務自体が活性化をし、成果を挙げていくことが大事だと思っておりますが、その点で申し上げますと、我が省の関連では、例えば放射線医学総合研究所におきましては、重粒子線がん治療臨床試験につきまして年度計画に沿った成果が十分に得られておりまして、これによって高度先進医療の承認申請を行える状況になった。ややちよつと専門的なこととございますけれども、我が省の関連の法人におき

ましては研究あるいは研究開発というものも行っているわけでございますが、そのこと自体が非常に活性化していった効果が上がっているところ、これまでより私はやはり職員の意識が大きく変化しつつあるというふうに見えております。

今回お願いいたしました八つの法人化によりまして、こういったメリットをそれぞれの法人の特色に応じて十分発揮していただきたいと思います。そうしますと、私どもとしても、そういう方向になるようにいろいろ支援をしたり指導をしたりというふうなことが大事だと考えております。

○仲道俊哉君 今、例を出していただきましたが、国立美術館については、先般この委員会でも視察をいたしましたし、現場の声を率直に聞きましたし、官庁の方からも、大臣がおっしゃったようなことについてのメリットの話もお聞きしました。私も質問の中で職員の意識がどう変わったかということについても質問をさせていただいたところでもございます。

確かに、今挙げられたことにつきまして、私も現場の方からそういうようなお話をお聞きしております。しっかりと意識改革をしながら、今おっしゃったようなことのメリットがあるように努力をしなければならぬというふうに考えております。

次に、副大臣の方にお聞きをいたしたいと思いますが、特殊法人への天下りの実態について、国民をして特殊法人に不信感を抱かせる大きな理由の一つに、監督官庁の高級官僚の天下りが先ほど言いましたがあるわけですね。

そこで、今回の審議の対象となる八つの法人に対して文部科学省OBは全部で一体何名天下っているのか、そして各法人ごとの人数と役員総数に対する文部科学省のOB役員の占める割合はどのくらいなのか、お教えいただきたいというふうに思います。

○副大臣(河村建夫君) 御指摘の点についてお答え申し上げますが、今回の法案提出いたしております文部科学省の八特殊法人でございます。文部

科学省出身の常勤役員は、平成十二年十二月一日現在で二十人ということでございまして、全体五十二人でございまして三・八・五ということになっております。これが現時点での数字でございます。

○仲道俊哉君 よく分かりました。

次に、八つの法人のトップ、理事長とか会長ですか、の出身官庁及び官庁での最終ポストをお教え願いたいと思います。

○副大臣(河村建夫君) 現時点で八法人のうち文部科学省出身者のトップが三名おるわけでございます。最終ポストは日本体育・学校健康センターが局長、それから学術振興事業団が審議官、それから放送大学学園は事務次官ということになっております。

○仲道俊哉君 ありがとうございます。

次に、特殊法人には不要な役員ポストが多過ぎるとの指摘がこれまであるわけですが、今回の独立法人化によって八つの法人の役員数は削減されますかどうか、その点についてお聞きします。

○副大臣(河村建夫君) 特殊法人を独立行政法人化することによって当然そういうこともなされるべきかぬと思つて私も数字を聞いたわけでございますが、放送大学学園については、これは特別な学校法人化することになっておりますので、ちよつと異質でございますが、残る七法人につきましては理事の数が六十四から、監事を除きますが、六十四から四十二に削減するという事になっております。

○仲道俊哉君 特殊法人が独立法人化されても、従来のような天下り体質が保存されては法人の非効率性は少しも改善されないわけですね。

そこで、独立法人化によって官僚の天下りは少なくとも、独立法人化することが実効ある天下り防止策になるのかどうか、文部科学省の見解をまずお伺いしたいと思ひます。

○副大臣(河村建夫君) 特殊法人につきましては、役員の選任に当たっては、正にこれは法人の設立目標といひますか、そういうものに併せて適材適

所を貫く、ふさわしい人材の起用を図るという観点でやってきたところでございまして、今後、独立行政法人化されてもこの基本認識というのは保持されるべきものであらうと私も思つております。

ただ、いわゆるOB人事の一環、回しのためのということとは、先ほど大臣もお答えになりました、御質問もありましたように、独立行政法人のよつて立つこれからの経営方針とか、いわゆる対外的な評価とか、そして民間的な経営方針を取り入れるとか、いろいろなことを考えますと、今までの官僚だけではできない部分がたくさんある。そうすると、やっぱり民間人を登用してそういうものを取り入れていくと、私はそういうことが非常に大事なことだと思ひますし、さきの閣議においてもそういうことがきちつと指摘をされておりますし、また退職金の問題等もここにも触れてありますから、そういうことで国民の厳しい批判というものや、やっぱり真摯に受け止めるがら対応を図っていくということでは、私は、実効ある天下り防止策の方向というのは一つの流れとしてできてまいると、このように確信をいたしております。

○仲道俊哉君 今、御答弁もありましたけれども、今回の改定について担当の石原大臣等官邸筋では、独立行政法人のトップは民間出身が望ましいという意向が強いと、こう聞いておりますし、民間の知恵をかりる時代に来ているというふうにも思われるわけですね。

そこで、効率性や、今、副大臣の御答弁にもありましたが、採算性を重視する、民間人を法人のトップに据えるということについて文部科学省のいま一度のお考えを、しっかりとしたお考えをお聞きたいと思ひます。

○副大臣(河村建夫君) 先ほど、私、先走つて一部そういう気持ちで申し上げたつもりでございますが、当然これからの独立行政法人を運営していくということに当たっては、可能な限り民間の法人の弾力性とか効率性を取り入れるということが一つの大きなねらいになっておりますから、こう

いうことを考えますと、法人に一定の裁量を認めながら、第三者機関である独立行政法人評価委員会というものがある、それが厳格な事後評価もやるということでありまして、

このようなことを考えながらやつてまいりますと、もちろん基本には適材適所ということがありまふけれども、官民を問わず広い分野から起用していくことは非常に重要であるというふうにご考えておきまして、民間登用ということを考えながらこの人材適用を図っていくということ、これは当然の一つの大きな流れでありますし、そのことを踏まえていかなきゃいかぬと、このように思つております。

○仲道俊哉君 次に、ちよつと具体的に突つ込んだ質問になりますが、その特殊法人の役員報酬と退職金の実態について、天下りと並ぶ特殊法人の弊害に法外な役員報酬と退職金があると云われております。なぜ特殊法人の役員が法外な報酬と退職金を受け取れるのか、納得のいく説明がなければ国民は容易に賛同しないであらうというふうに思ひます。

そこで、議論の前提として、対象八法人のトップの直近の報酬の最高額と最低額、八法人の役員全体の平均報酬額、それぞれ月額ですが、についてお教え願いたいというふうに思ひます。

○政府参考人(結城章夫君) 特殊法人の役員の給与でございますが、今年の三月十五日の閣議決定によりまして、四月から平均で約一〇％の引下げを行ったところでございます。

その結果、今現在、本年の十一月現在ですが、対象の八つの法人のトップの給与でございますけれども、最高が百二十六万八千円、月額でございます。これは宇宙開発事業団の理事長でございます。また、最低は百五十六千円、これは日本体育・学校健康センター理事長ほかでございます。また、この八つの法人の常勤役員全体の平均の報酬月額ということになりますと九十四万円ということになっております。

なお、付け加えさせていただきますが、この十

二月一日から、特殊法人の役員の報酬につきましても、一般職の国家公務員と同様に約二・一％の引下げ改定を行うことにいたしておるところでございます。

○仲道俊哉君 ありがとうございます。

それで次に、官僚出身の特殊法人の役員には、極めて短い期間のうちに幾つもの法人を渡り歩き、その都度法外な退職金をもらう者が多いというふうに聞いております。

そこで、対象八法人の役員の平均在職年数をお教え願いたいというふうに思ひます。

○政府参考人(結城章夫君) 今年の十二月一日現在、在職しております常勤の役員、この対象の八法人の平均でございますけれども、これは比較的最近着任した者もございましていろいろございまして、今在職しておる者の在職年数を申し上げますと、平均で二年ゼロ月ということになっております。

○仲道俊哉君 特殊法人の理事長などの役員が、なぜ短期間の在任期間にもかかわらず、伝えられるようなそういう法外な退職金をもらえるのか、国民はだれしもその算出根拠に疑問を実は持つております。

そこで、特殊法人の役員退職金の算出根拠をお教え願いたいというふうに思ひます。

○政府参考人(結城章夫君) 特殊法人役員の退職金の計算式でございます。その退職時の給与月額に在任した月数を掛けまして、更にそれに百分の二十八を掛けるという計算式になっております。これが退職金の額の計算でございます。

なお、今の百分の二十八という係数でございますが、これは今年の四月一日引き下げたものでございまして、それ以前は百分の三十六でございました。百分の三十六を百分の二十八に引き下げたものでございます。

金の問題は、今も説明されましたが、今後どのように改善されようとしておられるのか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

○副大臣(河村建夫君) 独立行政法人の役員の報酬あるいは退職金でございますが、これは支給の基準を定めて、主務大臣に届け出て公表すると、こうなっております。また、主務大臣はその支給の基準をいわれる部外の有識者から成る独立行政法人評価委員会に通知するという事になっておりまして、評価委員会が、この通知のされた給与支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうか、これは主務大臣に意見を申し出ると、こういうふうな仕組みになっておるわけでございます。

そこで、この役員の給与とか退職金につきましては、今年の三月十五日の閣議決定において、評価委員会の評価結果を報酬に反映させることとし、評価結果によって役員給与、退職金の大幅カットを行うなど厳格に運用するとされておるところでございます。本省といたしまして、これに基づいて適正に対応していくということになっておるわけでございまして、そのような国民の意識といたしますか、そういうものを十分認識をして改善を図っていくという方向でございます。

○仲道俊哉君 せっかく改革をされるわけですので、今御答弁ありましたように、国民から批判のされないような、そういう一つの、役員報酬とか退職金についての、是非今までのものを改善をしていくっていただきたいと思えます。

次に、役職員の意識改革の必要性について、先ほど大臣の方もこの意識改革について御説明ございましたが、従来の特殊法人の事業運営がとかく非効率で採算性が良くない原因の一つに、役職員全体に蔓延する、どんな仕事もやるという、絶対つづけるという、俗に言う親方日の丸ですね、そういうような意識があるのではないかと、そういうふうに思います。

今回の法改正によって名称を付け替えても、こ

うした役職員の意識が変わらなければ何もしないわけでありまして、役職員の意識改革こそが私は今回の法改正を有効なものにする不可欠の条件だと思っております。

そこで、文部科学省として、管轄下の独立行政法人に対して今後どのようにして役職員の意識改革を促していくつもりなのか、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○副大臣(河村建夫君) 総理が国会において、これから特殊法人等の役員、今後の独立行政法人も含めての考えであります。ともかく改革意識の強い人を優先的に採用しようというのを強く言われたというのは、正に仲道委員御指摘の点にあるというふうに思います。

できるだけ改革意識を持ってリーダーシップを発揮できるような意識改革をしていく、当然そうした人材を求めるといことがそうでございますが、そういう方々にそのような意識を持ってもらうための研修といえますか、あるいは一般企業のセミナーとか、私はそういうものにも参加していただいて、いわゆる今の非常にしるぎを削っている企業の経営者がどういう思いでやっているかというふうなことも含めて意識改革をやっていくということをしつかり取り入れながら、今後の役職員の意識改革をしつかり図っていく、文部科学省としてもそのことに十分意を配してまいらなさいかぬと、このように思っております。

○仲道俊哉君 一つ、具体的な質問をいたしたいと思えますが、放送大学学園についてであります。

放送大学学園は、独立行政法人ではなくて、また、私立学校法第三条に規定する学校法人、しかも他の学校法人とは幾つもの点で異なる特別な学校法人とされております。

そこで、特別な学校法人とすることによるメリットは何なのか、その点についてお答え願いたいと思えます。

○副大臣(河村建夫君) この放送大学学園、放送大学でございますが、もちろん教育機関として、

生涯教育機関の、国の一番根幹としてあるわけでございます。これがやっぱ適用される場合には、特別な学校法人とすることによって、役員、学長の任命、認可の問題、あるいは予算、資金計画の認可、それから監督命令の廃止等、財務面、人事面における制度的な規制というものが減少させることができるというふうに考えておりまして、それによって自主的といえますか、自律的に一体的な運営をしていただけることが可能になると、こう思っております。

それから同時に、民間のいわゆる私学等が取っているような効率的な運営をやっていたかどうかというところであります。国民の多様なニーズをしっかりと受け止めることができるということ、いわゆる学校法人の形を取って、しかもこれは放送事業でございますからそれとの関連もございまして、こういう形を取らせていただくことが一番いいのではないかと、放送大学学園を特別な学校法人にしたわけでございます。

○仲道俊哉君 その放送大学学園が、今御答弁がありました。一般の学校法人と違う理由の一つに、私立大学等の経常的経費の二分の一以内を国が補助することができるとする私立学校振興助成法の第四条が実は適用されない点があるわけですね、そうしますと、

そうしますと、その条項を適用除外とした理由は何なのか、また本法案が新学園の業務に要する経費について、日本私立学校振興・共済事業団等を経由せず国が直接補助できるとした理由は何なのか、併せて御答弁願いたいと思えます。

○副大臣(河村建夫君) この放送大学学園、放送大学というものが生涯学習の一つの大きな根幹として国民に広く、広範な皆さんの要請にこたえていくということでございます。特に一般の大学と違うのは、放送局を持つということ、それで自ら放送を行うということが一つございまして、それから、ただそれも単なる一方的な放送だけじゃなくて、さらにそれをききと受け止める全国五十か所に学習センターをして面接指導もや

るという機能を持っているということでございます。

このようなことを運営するための経費の問題がございまして、いわゆる私学振興助成法で二分の一までということになりますと、事実的にこれは運営できなくなるという問題もございまして、これを適用除外して、そして当初予算におきましても全体の五五%を補助するという方向に今なっております。この放送大学を運営していかなくいかぬという現実があるわけでございまして、放送局はそのセンターを維持するということがあるというところでございまして、この共済事業団等を経由せずに直接補助するという形を取らせていただいております。

○仲道俊哉君 あと一分しかもうありませんので、最後の質問をいたします。

宇宙航空研究開発機構についてですが、これは直接旧文部関係じゃなくて科学技術の関係であつて、この次の有馬先生の質問に多少ダブると思えますけれども、今回の法改正で宇宙三機関を統合することによってどのような効果があるのか、また統合は産学官の連携にどのように寄与するものかというところで、多少、私、内閣府の担当の政務官をしてもらったものですから、この点についてちょっとお答え願いたいというふうに思っています。

○大臣政務官(大野松茂君) お答えいたします。宇宙三機関の統合によりまして基礎的な科学研究から実用的な研究開発まで一貫して実施する組織となりますことから、宇宙開発を一層効率的、効果的に推進できるようになることが一番大きな統合の効果であります。

具体的には、第一に、プロジェクトの実施に当たりまして横断的に多様、強力なチーム編成が可能になりますこと、第二に、ロケットの開発、打ち上げ、追跡管制について一元化して効率的、効果的に実施できること、第三に、各々の機関が持っていた大学、産業界とのネットワークを合わせる

ことによりまして我が国全体にわたって幅広い人材や能力の活用が可能となりますこと、第四に、事業を重点化、試験施設等を整理合理化いたしまして効率的な事務管理、経営管理体制を構築できることこれらの点が期待できるわけであります。

また、産学官の連携につきましては、機構が産業界との円滑な連携協力を推進いたしまして、産業界との間に強い信頼関係を構築すべきであるとの考え方に基きまして、我が省といたしましては、機構の設置に当たって産学官連携の方針策定、環境整備を実施し、調整する組織を設置いたしますとともに、大学、企業が資源を持ち寄って先端的技術の研究また製造、開発を行い、新たな宇宙開発利用の可能性を拡大するオーブンラボ共同研究、これを新たに立ち上げることを平成十五年度の概算要求において盛り込んでおります。

さらに、我が省では本年三月に宇宙三機関、産業界等と宇宙開発利用推進会議を設置いたしました、産業界や関係省庁の御意見をお伺いしながら新機関の組織設計や事業の在り方の具体的検討を進めているところでございます。

今後新機関において産学官の連携協力が強力に進められるよう努力してまいりますので、引き続き御支援を賜りますようお願いいたします。

○仲道俊哉君 これで終わります。ちよつと時間が延びまして、終わります。

○江本孟紀君 民主党の江本でございます。よろしくお願いたします。

私は、放送大学学園法案と日本スポーツ振興センター、二法案について御質問をさせていただきます。

まず、放送大学学園法案というところからちよつと簡単に御説明をいただきたいと思

今、私もちよつと聞こうかなと思つていた特別な学校法人というのはどういう形態なのかというのは今お話大体いただきましたので、そのあと二つ、二点お聞きしたいと思います。

これは、働きながら放送を通じて学び、資格試

験の一次免除がこの放送学園の中ではなされるというところでございますけれども、卒業後の進路、実際働きながら行つていきますから卒業後というのも変ですが、そういったことによつて進路などがある程度これが生かされて、具体的な例があるとするばどんなものがあるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

それからもう一点、二点続けて質問させていただきますが、財政事情をかんがみてみますと、百億円で、約、国庫補助がなされるということですが、これについてはやはりこれからどういふような経営努力をされるのかということについて簡単に答え願ひたいと思ひます。

○政府参考人(近藤信司君) お答えをいたします。

まず第一点の問題でございますが、先生御指摘のように、放送大学の卒業生の累計が約二万三千人でございますけれども、多くは放送大学への入学前から就職をしておりました会社員あるいは公務員、あるいは生かぎを求めて学習をしております高齢者や専業主婦の方々でございます。放送大学を卒業し、そのキャリアを新たな就職先で生かすというケースは比較的少ないのでありますけれども、例えば教員が学校図書館司書教諭の資格を取得するとか、一定の単位の修得等によりまして、司法試験、公認会計士等の試験等にチャレンジをしこうした資格を取得したという方がいらっしゃる、こういうことは承知をいたしております。

ただ、こういった方々は、必ずしも私も、卒業生のそういった追跡調査をしておりますので正確な数字を把握をしていないのでありますけれども、そういった方々がいらっしゃるということには承知をいたしております。

また、今年度から高度専門職業人の養成のために大学院文化科学研究科の学生受入れが始まつたわけでございまして、臨床心理士の計画的な養成というものが更に進むということもござい

役割が一層重要になってくるものと考えております。

それから、後段の御質問でございますが、御指摘のように、放送大学学園に対します国からの補助金は平成十四年度当初予算におきまして約百億円でござい

○江本孟紀君 私はこの法案については賛成の立場でございますので、次に移りたいと思ひます。

元々、特殊法人日本体育・学校健康センターと、これは一発で本当に覚えるの大変ですが、これ自体が一体何を

元々、特殊法人日本体育・学校健康センターと、これは一発で本当に覚えるの大変ですが、これ自体が一体何を

元々、特殊法人日本体育・学校健康センターと、これは一発で本当に覚えるの大変ですが、これ自体が一体何を

元々、特殊法人日本体育・学校健康センターと、これは一発で本当に覚えるの大変ですが、これ自体が一体何を

元々、特殊法人日本体育・学校健康センターと、これは一発で本当に覚えるの大変ですが、これ自体が一体何を

ツ振興についてどのようにお考えなのかをまずお聞きしたいと思います。

○国務大臣(遠山敦子君) 今お願いいたしております独立行政法人日本スポーツ振興センター、何をやるのかということでございますが、条文上はいろいろ書いてござい

この法案では、法人の目的としてはスポーツの振興を掲げておりまして、私はもちろん体育という側面、体力を付けるということも非常に大事な視点だと思ひますけれども、スポーツの振興というの

そういうふうな大きなスポーツの大会があつたり、あるいは催しがあつたり、あるいはスポーツ選手の、一流のスポーツ選手が活躍してくれるというのを目的に

そういうふうな大きなスポーツの大会があつたり、あるいは催しがあつたり、あるいはスポーツ選手の、一流のスポーツ選手が活躍してくれるというのを目的に

○江本孟紀君 大臣のスポーツ振興に対するお考えは、十分とは言いませんけれども、お気持ちは十分分りました。

そこで、今度のセンターの中に今お話出ました国立スポーツ科学トレーニングセンターというのが創設されておりますけれども、この視察に先日、二十八日に文教科学委員会として行ってまいりまして、私もすばらしい施設を見させていただきま

した。
このセンターの目的というのがいろいろ書かれておったんですけれども、私は、もう一つこのセンターの重要な役割は、このスポーツトレーニングセンターを、科学トレーニングセンターをもつと生かして、最終的に目標設定みたいなものを作らなきゃいけないんじゃないか。

例えば、トップアスリートの養成のためにということはやっていますけれども、じゃ、ただオリンピック出るとかアジア大会出るとかというだけで、実際に金メダルを何個取るとか世界のスポーツのトップの選手たちを作るんだとかというようなことをもつとこの国立スポーツ科学トレーニングセンターには目標設定をしてもいいんじゃないかと。目的の中に、単にスポーツ振興のための施設の運営とか、そういったことは書かれておるんですけれども、私はその目標設定を当然すべきじゃないかと。

なぜそれを言うかといいますと、最近、日本のスポーツの世界も、確かにトレーニングの重要性、特に科学トレーニングの重要性というのは言われておるんです。しかし、えてしてトレーニングおたくみたいなのが出てきて、とにかく朝から晩までトレーニングしていると。効果はさほどないなみたないことが多いケースもよくあるんですね。

私が出身の野球の世界なんか科学トレーニング科学トレーニングと、科学という言葉に弱いわけですが、スポーツ選手は、そうすると、妄信して、何かそのトレーニングを必死になつてやるんですけれども、結果的に合わないスポーツもあるわけですから、科学トレーニングと言われているものが

すね。合う合わないもあるし、いろんな活用の仕方なんかもまちつとやらないと本当の効果は出ないわけですね。

だから、そういうおたくが増えないように、実はやっぱり目標が、結果的にオリンピックに金何個取ったとか、そういうような最終的に出てこないこの効果が現れないわけですから、そういったものも含めて、是非とも、国立スポーツ科学トレーニングセンターというのは是非とも目的の中に、目標設定というのものは組み入れてほしいなというふうに先日いろいろ見させていだいて感じました。これはお答えはよろしいです、私の思いでございますから。

そこで、本案の重要なポイントであります中にスポーツ振興投票、通称totoという部分が入っております。これは我が党内でもこの振興くじだけは別にすべきじゃないかというような反対論も結構あつたんですけれども、私は今までの学校体育、この特殊法人のセンターからそのままだ本スポーツ振興センターに移行すべきではないかという考えでおりまして、一応我が党でもそれがいいんじゃないかということになりました。

そこで、日本スポーツ振興センターというのはこのスポーツ振興くじの業務をそっくり引き継ぐわけですが、残念ながらワールドカップの成功の後にはスポーツ振興くじは売上げが大幅に落ち込んだ、落ち込んでいくということでございます。これは結構深刻に受け止めなければいけないなと。そこで、センターとしてスポーツ振興くじをもう少しいい形で発展させるためにはやはり今までのやり方でどうだったかなとか、もう一度考え直すべきではないかなと思います。

そこで、売上げが減っているのは何が原因かというのをよく考えてみますと、当初やはり心配されたことがやはり出てきているわけですね。それは、やはり一つは換金方法、それからその販売所、こういうものがどうも分かりにくいとか、それからもう一つ買いにくいとかいうような部分もあ

るのではないかとこのように思います。

そこで、私は、コンビニ、この法案ができるときにコンビニで売らないで随分もめたんですけれども、私は本来コンビニも入れて売るべきだというふうに思っておりましたので、このサッカーくじが当時青少年の教育に悪いとか何とか勝手に決め付けて反対された方が一杯いて、我が党でも半分の議員が反対したという情けない思いをしておるんですけれども、実際、しかし、そういったところで悪い影響を与えているものは一つもないわけですね、実際には。だから、私は、またそういうコンビニなどで売るといいんじゃないかというところも検討されたり、それから換金も、買った場所でも換金しないとかこれはなかなか、何というんですか、便利じゃないけれども、私はそういうところも、すぐ換金ができるような場所で作るべきではないかというふうに思っております。

それ以外に何かいいアイデアがあるんであればそのお話をさせていただきたいと思っております。それから、今年その売上げの中からスポーツ振興に拠出した実績と、一年でありますけれども、それから来年度の収益見通しですね、これはどういうことなのかという点、お聞きしたいと思っております。

○政府参考人(遠藤純一郎君) スポーツ振興くじの売上げでございますが、御指摘のように、昨年度は約六百四十億円の売上げ、一回当たりの平均でございますと二十億円ということでございます。本年は、実施回数が増えはいるんですが、でも、一回当たりの平均が、年間通してでございますが、約十億円ということにとどまっております。現在のところその総額も三百四十億強と、こういったような状況になっておるわけでござい

ます。
売上げが減少している原因、今いろいろ御指摘ございましたように、私どももいろいろ考えておるわけですが、一つは、やはりワールドカップで二か月リーグがストップしてしまったということ、言わばくじの方の販売期間もその分中断をしたわけでございますが、そこで、例え

ば販売店が近くにないといったようないろいろなことに對する不満の要因がここで見えて、その購入意欲が減退してしまつたんじゃないかということ、ワールドカップ以前は大体平均十四、五億円ぐらいのあれだったんですけれども、以後は大体八億前後と、こんなような状況になっておるわけでございます。

それから、原因としては、やはり広報、宣伝をもう少しということもございまして、それから、これも先ほど、二か月中断ということでもリーグ自体の日程が過密になりまして、それまでは大体土日で試合をする、販売の方も金曜日が最終日というリズムで来ておつたんですけれども、それがリーグが週の途中でやるといったような重複等もございまして、何か、それに伴つてくじの方も販売期間の重複あるいは同一試合を複数回指定する、こういったようなこともいろいろやつた結果、何かどうも分かりにくくなった、やめたということもあるやに聞いております。

それから、二年目に入りまして若干目新しさという点でそういう購買意欲というの減つてきたのかなということも考えておる、いろんな原因があるんじゃないかと、こう思っております。

こういう状況でございますので、その実施主体の日本体育・学校健康センター、こちらの方では、テレビあるいはラジオコマース、新聞広告、電車内の中づりといったような宣伝広告を更に追加をするとか、販売店の数も逐次増やすようにという努力もしておりますし、先ほど換金のお話もございましたけれども、三等なんかで、やっぱり一杯当たると少額になって、それを一々信用金庫へ行つて百円、二百円を換えてくださいというの何かなかなかということ、できれば売つているところでそういうのを換えてほしいという声も大変強いわけでございます。

ただ、これにもいろいろやつぱり配慮すべき点も多々ございまして、それから、いきなり全部とはいきませんが、今、現在、それでも今年の八月、夏からですが、約四十店舗でそういった少額の当

せん金についての換金も始めておりますので、そういうようなことが広がるような努力もしたいと、こう思っております。

それから、先日発表がございましたけれども、新しいタイプのスポーツ振興くじ、totoGO Aというところで、五試合十チームの得点を予想するくじを来年の春から、二〇〇三年のシーズンでございすけれども、始めたいということも打ち出しておるわけでございます。

今、多々質問ございましたけれども、それからその収益についての使い道でございますけれども、助成、例えば総合型のスポーツクラブの創設といったような生涯スポーツの振興などを中心として約千七百件、六十一億円が内定をし、助成をしたと、こういう状況になってございます。

それからもう一つ、じゃ来年いろんな努力の結果どのぐらいの売上げを見込むんだと、こういうお話がございましたけれども、新しいくじといったようなこと等々もございすので、今、ただこれもなかなか、これまでも、去年六百四十億、今年三百、もう少しあるだろうという見通しを持ちながら頑張ってきたんですけれども、まあ的確に予想できなかったということもございす。来年もなかなかこうだと言うことは難しいんですけれども、目標としては、新しいくじもやりながら、

昨年の、約六百四十億ありましたけれども、そこまで、少なくともそのぐらいの売上げにしたいということで実施主体のセンターの方では頑張っている、こう聞いておるわけでございます。

○江本孟紀君 スポーツ振興くじ、totoというの、このいろんな独立行政法人の中でも自ら収益を上げて運営できるとい、中では非常に特殊な部門だと思ふんですけれども、いろんな工夫をして是非とも振興させていただきたい。そのことによってスポーツ関連の補助に大変大きな役割を果たしているということでございすので、この法案ができたときのことを思えば、本当によくなっていく。収益は確かに少ないですけれども、当初は二千億だの言っていた時代もあった

んですけれども、ちょっと夢のような話ですが、是非ともいい形で運営をしていただきたいと思っております。

そこで、今年ですか、スポーツ振興くじが有効に活用を初めてされたわけですが、遠山大臣は静岡の御出身だそうでございすが、間違いないですね。

この静岡にもサッカーくじが、一応調べてまいりました。約四千六百万円がスポーツ振興のために拠出をされております。ひとつ、これは大臣も先頭に立って、一度駅頭とか販売所の前で宣伝活動をしていただきたいなと思っております。それから当時totoに大変元気がよく反対された先生方も、自分の地元にも随分配分をされてスポーツ団体から大変喜ばれておるわけですから、是非とも心を入れ替えて賛成に回っていただきたいなと思っております。この制度というのは本当に私はすばらしい制度だというふうに思っております。

そこで、ひとつこのtotoの助成金の問題についてちょっとお聞きしたいと思ふすけれども、今年の場合、ただ助成を受けられる団体というか、全国でこの制度を本場に理解している人たちが非常に少なく、応募をした人が非常に少なかったわけですね、最初は。逆に言えば、その応募をした人たちはほとんど無条件に助成金を受けられたというふうになっております。これを考えますと、徐々にこういう制度があるよということが浸透してきましたので、今後どんどん応募する人たちが増えてくるだろうというふうに思ふす。

しかし、これから、ちょっと下降線をたどっていますから、これに対しての今度非常に競争が激しくなるわけですね。申請者に対しての配分の問題が非常にこれから出てくるんじゃないかということで、今年の配分した人たちの、ここにある、私もちょっと資料を持っていますんですけれども、いろんな団体の人を見たら、法人でなくても何か同好会みたいな団体とかいろんな団体の名前を付

けた方たちが申請すると、もうほとんど精査もなく、どんな中身であるかもさほど精査をせずに申請した人にはほとんど配分している。そうすると、中には多少いかにわしいところもあって、お金もあるのに、これは申請しておけばくれるんだよみたいなことでもらっているような団体も見受けられるんですね。こういう、言い方は悪いですが、やっぱり良くないんじゃないか。だから、やはりきちっとした、申請者をちゃんと精査するとか、それからある程度使い道もこれからは精査しなければいけないんじゃないか。ただもうお金さえ出せばいいんだというようなことでは、これは悪用する連中がやっぱり当然出てきますから、こういうことをないようには是非ともきちっとそういう体制を取っていただきたいなと思ふす。

そういうもし不正のようなことが起きた場合にペナルティーをどうするかとか、そういう問題も出てくると思ふすので、その点についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人 遠藤純一郎君 助成につきまして、これは一応、基本方針、助成の基本方針というのは、これを中央教育審議会のスポーツ・青少年分科会の小委員会みたいなものを設けて、そこでいろいろ議論をしていただいて、基本方針を定め、そして実施主体の日本体育・学校健康センターの方で交付要綱を作りまして、それに合うかどうか合っているかどうかということ審査をしていただいている。その審査も、そのセンターの中にスポーツ振興投票助成審査委員会と、上坂冬子先生が委員長をやっているらしいですけれども、そういうところでチェックをしていただいているということでございます。

したがって、かなり今年には申請に対して、採択率はもちろんそういうことで高かったんですけれども、やっぱりこれはちょっと趣旨じゃないというやつはお断りもかなりしております。それから、その結果どうも変なところで変な使われ方をしている場合はどうするんだと、こうい

うことでございすけれども、やはり適正な執行と、こういうことで一応実績報告書を出していたと、こういうことになっております。そして、どうもこれは本場におかしいじゃないかというときには立入調査などもできると、こういう仕掛けにはなっておるわけでございす。そして、目的外に使用されたということが分かりましたら、延滞金、加算金というものを足しまして、そして助成金の返還と、こういうシステムも一応用意をしております。

○江本孟紀君 それは是非ともそういう方向でやっていただきたいと思ふす。

スポーツ振興くじの助成金というのは、いろんなところで私もお聞きしますけれども、大変喜ばれております。本場に、例えば百万とかそれぐらいあればもう何とか、この今の自分たちがやっていることに大変な効果があるんだというところも一杯ありますし、それから額はほとんど多ければ多いほどいいんですけれども、もう本場にちょっとでもいいんだという人たちが大勢います。そういう人たちからも私は随分喜ばれる話をお聞きしましたので、是非とも公平で透明性があつていい助成の仕方をしていただきたいと思っております。

さて、ちょっと離れるかもしれませんが、私は今の日本のスポーツの現状に非常に憂える部分もございすので、その点についてちょっとこの機会にお聞きをしたいと思ふす。

さつきもちょっと言いましたけれども、一九八四年に行われましたオリンピックのロサンゼルス大会で三百八名の選手団を送って金メダルが十個というような程度で終わりました。アトランタでは今度は四百九十九名の選手団を送っています。そうすると、今度は金メダルが三個になったんですね。それから、シドニーの大会でも四百三十九名の選手団で金メダルはわずか五個というふうになっていくと、三個、五個といったら悪い部類なんです。今年、釜山で、韓国で行われたアジア

大会でも史上最低の金メダル二個ということで終わっているわけですね。それを考えますと、やっぱり日本のスポーツというのはちよつと大丈夫かいなという心配がございます。

そういう底辺のスポーツ振興をちよつと考えた場合に、日本の場合はその底辺になつてしまつてしまつて、例えば国体というのがございまして、今年の国体は私のふるさとの高知県で行われたんですけども、これは、今まで国体は皆さん御存じのように開催県が必ず優勝するというのが非常に摩訶不思議な現象をずつと行つてきたわけですね。そこで初めて高知県は、今、必ず優勝するというのが不思議な現象から解放されて、全く普通の実力どおりの成績で終わつてしまつたということと、私はこの高知県の成績は非常にすばらしいかと、逆に、これで良かったんだと。今までスポーツ界の慣習からいえば、必ず主催県が、開催県が優勝して、そしてしなかつたらとんでもないんだ、みつともないんだというようなことで、何かその県にほとんど住んだこともないような選手たちをかき集めて優勝させて形だけ作つていくということ、そういう国体をやつていたということは、これはもういい加減に反省しなきゃいかぬ。こんなやり方をしていたのではちよつと本来のスポーツの目的から違つていっている方向に行つていっているんじゃないかということでは、今年はずばらしい国体だつたんじゃないかなと思います。

一つは、スポーツというのはそういうオリンピックに象徴されるようなトップアスリートを養成するというようなことも非常に大事だと思うんですね、スポーツ振興のためには。しかし、そのためにはやっぱり金メダルを取つて、メダルの数によつてある程度よくやつていっているという評価になるんですけども、どうも最近では、オリンピックなんかに行つていっている選手団見ても、本当に選手が行つていのかどうか。何か運動には関係ないようなちよつと太りきみのおじさんが帽子かぶつて一杯入場行進に出てきたり、半分以上は要らない人たちがいないかなというのがよく見受け

られるんですね。そういうところも、余りスポーツの結果ということでは金や銀が取れるような体制になつていない象徴的な出来事じゃないかなと、そういうシーンを見ても。

だから、そういうところも少しちよつと整理して、本当にすばらしいスポーツの選手たちを育てるような体制作りというのは、そういうところを見直しながらやっぱり作つていくべきではないかというふうに私は思つておられます。

そこで、国体にも一回返りますが、国体の見直しということについてどのようなお考えを持っておられるか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 国体も二巡目に入つても大分たつわけでございます。簡素化ということでも大分たつていまして、簡素化を實際に開催しております日本体育協会の方で平成十二年の十一月に、「今後の国体の簡素化に関する基本的方向」と、こういうことで、その中で、既存施設の活用、新設は極力抑えるといったようなこと等々、いろんな簡素化のことにつきまして提言をしておるということがございます。

それに加えて、現在もう第二弾ということとで、国体改革案策定プロジェクトというものを設置をしております。例えば大会参加者数、これを削減しよう。今、大体三万人が国体に参加をしておりますけれども、そのうち一五％ぐらいを削減してはどうかといったような議論。それから、都道府県、先ほど優勝開催県ということ、選手をそのためにいろいろ、いろんな理由で自分の県にということがございまして、そして終つたらその選手はどこかまた次の県に行くということがよく行われておるわけでございますけれども、こういった移動選手の出場制限、今は翌年は駄目よということになつておるんですけども、二年間は駄目と、もう一年それを、駄目な期間を延ばそうというようなこと等々、いろんな第二弾の改革案を検討しておると聞いておられて、今年度中にそれがまとまるといふふうに聞いておるとございします。

○江本孟紀君 そういうことも含めて、日本のスポーツ振興のためにはこのスポーツ振興センターという役割が非常に、スポーツ振興くじ、それからスポーツ振興基金、それから国立スポーツ科学センター、こういったものが大変非常に重要になつてくるということ、それを踏まえて国体の在り方、また日本のスポーツの在り方というものを是非ともリードしていただきたいというふうに思つておられますので、よろしくお願ひします。

質問を終わります。ありがとうございました。

○神本美恵子君 おはようございます。民主党・新緑風会の神本美恵子でございます。

今日、私は二つの法案について具体的にお聞きしたいんですが、その前に、まず今回出されております八法案の全体にかかわることと二点。

一つは、文部科学省が関係する独立行政法人のコスト削減の在り方についてお聞きしたいと思ひます。

特殊法人改革の目的ということで、先ほどからその事業の見直しをやつていく、効率化、合理化、それから透明性の確保といったような観点からやつていかなければいけないということなんですけれども、既に先行の独立行政法人においては初めての評価が行われているわけですが、その初めの評価が評価委員会が開催されて、それを受けて総務省に置かれていられる政策評価・独立行政法人評価委員会というところから第一意見が出されたとお聞きしておられます。

その中では、一つには、独立行政法人制度について、経営戦略が法人のミッションに照らして適切かつ明確であり、業務がそれに基づき適切かつ効果的に運営されているかということ、それから二つ目には、財務内容が健全である、三つ目には、業務運営の効率化等のコスト削減努力が着実に実行されるということが重要というふうに出されております。

特殊法人を独立行政法人化することによつてコスト削減ということが期待されていることはよく

理解するんですけども、しかしコスト削減によつて必要な事業の削減につながるようでは本末転倒ではないかというふうに思ひます。特に文部科学省所管の法人においては、事業内容として、今スポーツ振興のことをずつと議論されておりましたけれども、スポーツ振興や文化振興というふうな単純に効率化のみでは測れない、評価できない分野が文部科学省所管のところが多いのではないかとこのように考えます。

そこで、教育、文化、スポーツ、学術、科学技術というふうな、こういった文部科学省所管の独立行政法人等のコスト削減というのは、経済効率だけではなく、どのように行ふべきというふうな考えていられらるのか、まずお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(遠山敦子君) 確かに、委員御指摘のように、我が省の関連の特殊法人、今後は独立行政法人になつていくと思うわけでございますけれども、それらの業務は、教育、科学技術、文化、スポーツということでございまして、いずれも採算性になじむというふうには考えないところでございします。どの分野につきましても、国民の生活あるいは経済社会の発展にとつて性格的に重要なものであるわけでございます。したがひまして、そういう法人が実施をしている、あるいは実施しようとしている業務そのもの、あるいは対象分野を助成するとすればその助成の業務そのものは、これは私は採算という角度から削減していったらというふうなことはなじまないと考えております。

ただ、法人の運営にかかわる様々な経費も要るわけでございますが、そういったことについては、できるだけコスト削減ができるものはやつていこうということではございまして、先ほど仲道委員の御質問にお答えいたしました例でも挙げましたように、法人業務の運営の在り方そのものの見直しからくる必要な合理化というものはやつていこうという姿勢でございます。

したがひまして、それぞれの法人が任務とする、

芸術への助成でありますとか、あるいはスポーツ振興でありますとか、そういったものの基本を揺るがして採算を取ろうというようなことであると考へておりません。

○神本美恵子君 是非そういった観点で、すべて経済効率や採算性というだけではない評価の在り方をこれから研究していただきたいと思ひます。次に、これも先ほど議論になっておりましたが、役員に任用についてでございます。

この独立行政法人の役員に任用は、理事長は主務大臣が任命し、理事等のその他の役員については法人の長である理事長が任命するというふうになっていて、高度な専門的知識、経験を有する適材を広く内外から登用することを本旨としていると思ひます。

先ほど適材適所というお話がありましたけれども、今回の特殊法人改革の背景には、先ほどありましたように、天下りの問題が背景にあると思ひます。一部の高級官僚がそこに行くという、役員に任用されるということに対しては、大変国民もそれに対する批判を持っております。

では、民間から適材を、そこに有効に民間人を採用、任用するという、それだけではなくて、例えばその法人の中で、ずっとそこに入職して経験を積み、知識を積み、キャリアを積んできた、そういう人々を、その人材も積極的に活用する、今全く皆無ではないと思ひますけれども、もっと積極的に活用するというような観点も必要ではないかと思ひますが、それについての見解はいかがでしょう。

○国務大臣(遠山敦子君) 独立行政法人の役員には、おっしゃる通りに、事務あるいは事業の運営に高度な知識それから経験というものが求められると考へております。これまでも、私どもといましては、特殊法人にかかわります人事につきましましてはできるだけふさわしい人材をということをやつてまいりましたけれども、独法化後におきましても、当然ながら、役員の人選につきましましては、本当に法人の目的に照らしてふさわしい人材

かどうかというのを十分判断してやらなくてはいいけないと思つております。

これは、民間人も、もちろん人によつて実力があればお願いする場合もございますし、それから、実務上それぞれの法人の関連の仕事をやつてきたようなそういう経歴を持つ人においても、本当にふさわしい人材であればこれは登用するというところでございまして、官民を問わず本当に適材を適所に任命していくというのが一番大事なことであらうかと考へております。

○神本美恵子君 次に、具体的な法案についてですけれども、まず、日本私立学校振興・共済事業団の一部改正案について質問したいと思ひます。この事業団は、既に一九九五年、それまで別々であつた助成業務をやつていた振興事業団と、それから共済業務をやつていたところが一緒になつた、ごめんなさい、九八年に統合されたというふうになっております。その統合されたものを、今回は、この独立行政法人にするに当たつて、共済業務を一緒にやつていくために独立行政法人化できないということ、今回の整理合理化計画では共済組合類型の法人として整理をした、そして助成業務には独立行政法人に準じた管理手法を導入するということにされております。これによつて、事業団の業務である助成業務と、それから共済業務はそれぞれ別の管理手法が取られることになると思ひます。

このことによつて、助成業務の方は教育という公的な役割を持った学校法人の業務をやつておるわけですから、その学校法人の役割が損なわれることはないのかということが一点と、それから、一方の共済業務の方についてはどのような管理手法になるのか、これまでと変更がないのかという、その二点についてまずお聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(玉井日出夫君) お答え申し上げます。事業団の設立の経緯、正に御指摘のとおりでございます。若干申し上げますと、私立学校の振興

をより一体的に行うという観点で両法人を統合して、今その効果を上げつつ運営がなされておるところでございます。

今回の改正は、このうちの主たる業務の一つであります助成業務につきまして、事業運営の効率化等を図るために独立行政法人に準じた管理手法を導入することが適当と判断をしたわけでございまして、これによつて助成業務がより効率的、効果的に実施されると。したがつて、補助金交付の迅速化やあるいは健全な貸付事業の推進ということでの業務の質的な向上が一層図れるのではないかと、かように思つております。したがつて、今回の改正というのは助成業務の目的を変えるものではなくて、私立学校の振興を総合的に行うという、そういう私学事業団の目的、責任はいささかも変わりがないわけでございまして。

それから、もう一つの主要な業務でございます共済事業でございますけれども、この共済事業は、これは他の共済組合の業務と同様に国の社会保障制度の一環として運営されるものでございまして、したがつて、若干その手法がやはり異なつてくるということでございます。

したがつて、今回のその共済業務につきましましては、この共済法、私立学校教職員共済法がございまして、その法に基づく掛金の徴収あるいは年金、医療給付等が確定かつ適正に行われるように、現在と同様に文部科学大臣が共済規程やあるいは事業計画、予算の認可、財務諸表の承認等の権限を有するほか、広く一般的監督権を有するということでございます。従来と同様の手法によつて管理をしていくということになります。

○神本美恵子君 次に、その助成業務の実績に対する評価の基準についてお尋ねをしたいと思ひます。助成業務の主なもの、私立大学等の経常費補助金の配分、それから施設整備資金の融資等ですけれども、そこに独立行政法人の管理手法を導入することによつて、事務の効率化等は考へられるけれども、基本的には助成業務に関して事業団の

裁量の余地はないものと思はれるんですね。

また、私学助成が事業団によつて恣意的に行われるようなことがあつてはならないというふうに思ふんですが、このような性格を持つ助成業務に対する評価というのはどのような基準で行われるのか、お伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(玉井日出夫君) 事業団のその助成業務は、今、委員御指摘のとおり、独立行政法人に準じた管理手法を導入するというところでございまして、基本的には法人の達成すべき中期目標というものを定めまして、それに従つて具体的な業務を行う、それが事後的にその達成状況がいかがであるかということでの評価する仕組みと、こういうものが評価を受けていくわけでございまして。

このねらいというのは、助成業務の目的であります私立学校の教育の充実向上、そしてその経営の安定を図るためのものでございまして、したがつて各種の事業が効率的、効果的に行われるということであつて、私立学校の振興に資しているかどうかという観点も当然のことながら行われるわけでございまして。

具体的には、補助事業についての補助金交付の迅速化だとか、あるいは制度の内容がより適切なものかどうか、あるいは貸付事業についての迅速化等々が目標と定められ、それがどのように達成されたかが評価される。この具体的な内容は今後独立行政法人評価委員会において検討していくこととなりますけれども、私立学校の振興という基本的な目的、内容についてはいささかも変わっていないわけであります。

○神本美恵子君 ということは、私立学校の教育の充実なり振興に資しているかどうかということになりますと、その分配された補助金が正しくその当該の学校で、それぞれの学校で使われているのかどうかとか、それが公正に、あるいは透明性というふうな観点からの評価の在り方も今後研究していくというふうな受け止めていいんでしょ

○政府参考人(玉井日出夫君) 今でも、現在でも事業団は、正しく御指摘の正に趣旨から私立大学等に対します経費助成の配分を行い、また融資を行っているわけでございます。したがって、今でも私どもとしてはきちんとされていると思えますけれども、それが独立行政法人に準じた手法が導入されることによってより適切なものになっていくというふうに考えております。

○神本美恵子君 当然それはなされなければいけない、国民の税金を助成金として渡すわけですから。ところが、帝京大学とか酒田短大の問題とかありまして、本当にその助成金が正しく使われているかという点については、これまで以上にきちんとした評価の基準を持って公正性、透明性といったようなことを確保していく必要がより重要ではないかというふうに思います。

それから次ですけれども、今回の経費補助等の私学助成という点については、私学の自主性を尊重するとともに、補助金が、今の繰り返しになりますけれども、本当に教育研究の向上に役立つような適切な配分が行われているかどうかという点についてはきっちりしていかなければいけないというふうに思います。

今回の改正案では、事業団を経由した方が合理的、効率的であることが明らかの場合を除き、最終交付先へ国から直接交付するというふうになっております。これは、既に二〇〇二年度からは文部科学省の直接執行分として私立大学教育研究高度化推進特別補助が創設されて、国から直接交付が一部で行われていることは承知しております。

その事務処理は事業団が行っているというふうに聞いているんですが、私学助成における国と事業団との役割分担というものをどのように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(玉井日出夫君) 委員御指摘のとおり、私立学校の自主性を尊重しながら、そしてその公共性を担保する、こういうことは私学助成の基本だろうと、かように思っております。

そういう意味におきまして、事業団を通じて適

切な助成業務が行われるわけでございますが、その際はやはり基本的な、基盤的なものについて事業団を通じて助成が行われる。さらには、国の方は特別な助成の必要のあるものについて、よりそれぞれの特色を発揮していただく。そういう観点からのものについて、国が直接行うということでの役割分担を考えながら、トータルとして私学の振興が図られるようにというふうに考えているわけでございます。

○神本美恵子君 私は、私学助成そのものの在り方、これからは第三者機関であるこの私学振興事業団ではなくて、直接交付を増やしていくという方向性が今回も出されているんですけれども、私学助成そのものを見直す時期に来ているのではないかとこのように思います。

そういう、大学に対して行う機関補助という、それと学生本人に補助をする個人補助といいますが、機関助成と個人助成ということを組み合わせたとか、あるいは個人助成の比重を高めていくというような方向性を本当は今回のこの改正に当たって抜本的に考えるべきではなかったかというふうに思います。そうでないと、今回のこの改正案は看板の、今一般的に看板の書換えだけだと言われる中で、この法案に対しては看板の書換えすら行われないというふうなものですから、私学助成そのものの在り方を抜本的に考え直すということとを今後は非やっていたきたいなというふうに思います。

次に、私学の情報公開ということについてお聞きしたいんですが、先ほども言いましたような私立大学の不祥事といいますが、様々な問題が相次いで発生したことを一つの背景として、先日母校教育法が改正されて、可決成立したんですが、こういった法令違反の状態の大学に対して改善勧告、変更命令などが整備されましたが、私学の自主性を尊重しつつ、しかもこのような問題を防止する最も有効な方法は私は情報公開であるというふうに思います。

ただ、私学側には情報公開に対して消極的とい

うふうなことも言われているんですが、補助金を受ける私学は、大学の公共性ということももちろんですけれども、国民に対して積極的に経理状況でありますとか資産状況、あるいはその大学の卒業してどういった就職状況にあるかというふうな、そういったことを国民に積極的に情報公開を行う責務があるというふうに考えますけれども、文科省の見解としてはいかがでしょうか。

○副大臣(河村建夫君) 非常に重要な御指摘だと私も受け止めておりました。

私学が非常に高い公共性を持っている。特に大学においてはその八割が私学だという現実もございします。そういうことで、大学自らが財務状況を始めとしたいろんな情報を積極的に公開していくことが必要だと考えます。

これまでもそういうことで指導は文部科学省としましてきておるわけでございますが、現実に私立大学の財務状況については現在約八五%の大学が公開をいたしております。私立大学の財政が学生の納付金に掛かっている、あるいは補助金、さらに寄附ということもございしますが、そういうことで、国民や保護者等の理解を得るためにも私は必要なことだと、こう思っております。

委員も御指摘なさいましたが、私学の自主性といいますが、そういうものにも勘案しながら、さらに財務状況が明らかになるように、公開されるようにという、その促進については、どういう形でどこまでやればいいのかというふうな点について、今後も更に検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

○委員長(大野つや子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、岩本司君が委員を辞任され、その補欠として堀利和君が選任されました。

○神本美恵子君 是非、この情報公開ということについては検討を早急に進めながらやっていただきたいというふうに思います。

それから、ちょっと観点が変わるんですが、けれども、今回の提出された法案で、この私学振興・共済事業団ではないのかの法案、独法化となる法人については、附則の中で、その一切の権利及び義務は承継するというふうになっております。この法案ではそのことが書かれていないんですけれども、独法の手法が取り入れられた振興・共済事業団の中でもその一切の権利義務は承継するということが適用されるのか。そのことによって、そこで働いている職員の方たちの雇用や労働条件の承継も変わらなく含まれるのかどうかということをちょっとお聞きしたいと思っております。

○政府参考人(玉井日出夫君) 今回御提案申し上げ、御審議いただいているものの中で、この事業団は、法律の一部改正ということでございしますので、すなわち法人としては続く。しかしながら、その中に独立行政法人に準じた管理手法を入れることによってより業務の質的な向上を図っていくという、そういう法律でございします。法人としてはそのまま基本的には続いているということでございます。

御指摘の職員の雇用条件の問題でございしますけれども、共済業務を担当する職員、いずれにせよ、従来から事業団の業務というものは適正かつ効率的な執行を確保するということが当然でございしますので、したがって、助成業務を担当する職員のみならず、共済業務を担当する職員につきましても、勤務成績や業務の実績を反映した給与等の支給基準とすることはやっぱり必要でございします。ただ、このことは、実はこのような、既に現行の給与規程におきましても特別昇給だとかあるいは特別手当に勤務成績を参照することがそもそも規定されてございますので、したがって基本的に大きな変化があるということではないと、かように思っております。

ただ、いずれにせよ、こういう一部改正をお願いし、より質の向上を図るというわけでございします。それそれについてより適切な業務執行を行い、それをきちんと業績評価を行って、そして

より良い事業団の運営がなされるというふうに考
えているわけでございます。

○神本美恵子君 次に、芸術文化振興会の方につ
いて一つだけ伺いたいんですが、この整理合
理化計画においては、文化芸術活動に対する助成
事業について国が明確な政策目標を定めるとも
に、助成実施後の外部評価を行うというふうにさ
れております。

文化芸術活動は、本来は国によるものではなく
て、各人の自由な発意、創意によるものであると
思います。国が行うべきことは、国民が文化芸術
を享受したり、あるいは日本に伝統的な芸術や芸
能、そういったものを守り育てていったり、外国
の優れた文化に国民が慣れ親しんだり触れること
ができるという、それをするための条件整備を行
うことが国の役割だというふうに思うんですが、
この助成事業に関する政策目標をどのように定め
て、また助成実施後の外部評価をどのように行わ
れるのか、一番最初の質問と重なるところもある
と思いますけれども、お願いします。

○政府参考人(鎌倉眞美君) 日本芸術文化振興会
についてのお尋ねでございました。

日本芸術文化振興会が独立行政法人になります
と、法人として中期計画を定め、その事業の実施
状況について第三者によるいわゆる外部評価が行
われるということになるわけでございます。

日本芸術文化振興会について申しますと、ただ
いまお尋ねのございました芸術文化振興基金によ
る助成事業のほかに、国立劇場、新国立劇場の管
理運営、あるいは芸術家の研修、芸術文化に関す
る調査研究事業等、いろいろな事業を持っている
わけでございますが、それぞれの事業ごとに中期
計画を立てまして、それについて評価をするとい
うことになります。それは、あくまでもその業務
の活性化あるいは業務運営の効率化、国民に対す
る行政サービスの向上という観点からなされるべ
きことと考えております。

したがって、助成事業につきましても、法
人としての助成事業の在り方等についてきちんと

これは評価をしていく必要があると思えますけれ
ども、ただいまお話がございましたように、文化
芸術活動そのものは個々人の自由な発意に基づく
活動でございますので、その内容にわたるような
評価ということにはならないというふうに思っ
ております。

○神本美恵子君 これは最後に、質問ではないん
ですけれども、今回の、特に私学の方の事業団の
改正に当たっては、私学助成に対する社会的要請
はますます強くなっていると思えます。ですから、
その助成業務自体はしっかりと存続をされていか
なければいけないと思えますけれども、その在り
方については、一方で奨学金の拡充にシフトして
いくとか、また機関補助を個人補助に転換する
といったような抜本的な改革が必要だと考えるん
ですけれども、今回の改正案はそこまでもいい
ないということ、大変私は不十分であるとい
うふうに感じております。

その意見を述べまして、少し早いですけれども、
質問を終わらせていただきます。

○委員長(大野つや子君) 午前の質疑はこの程度
にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時四十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(大野つや子君) ただいまから文政科学
委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、神本美恵子君が委員を辞任され、その補
欠として川橋幸子君が選任されました。

○委員長(大野つや子君) 休憩前に引き続き、放
送大学学術法案外七案を議題とし、質疑を行いま
す。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山本香苗君 公明党の山本香苗です。
午前中の質問におきまして特殊法人改革の重
立ったところは押さえていただきましたので、具

体的なところをお伺いしていきたいと思っております。

先日、この文政科学委員会では日本体育・学校健
康センターと、大臣がいらっしゃいました国立美
術館の方に視察に行かせていただきました。

国立美術館は、独立行政法人化したことによ
って職員の意識が引き締まってサービスが良くな
ったとお伺いしました。事実、現場ではもうちょ
つといたいな、もう一回足を運んでみたいと思わ
せるような努力をされているというのを
感じました。

他方、もう一つの日本体育・学校健康センター、
これは、余剰米を安く買って学校給食用に下ろす
日本学校給食会と、学校での事故の見舞金を支払
う日本学校安全会、さらに国立競技場という三
つの法人が統合したものでありまして、今回の改革
ではそのうちの学校給食用物資供給が廃止とい
うことなんです。何かこれはもう既定、お決まり
路線でありまして、真剣に廃止とか民営化につ
いて協議したという感じを受けないんですけれど
も、実際のこのセンターの独立行政法人化につ
いてどういった議論がなされてきたのか。単に法人の
廃止を防ぎたい、改革したように見せているの
ではないかというところを是非とも御説明していただ
きたいと思えます。

○国務大臣(遠山敦子君) 先般、文政科学委員会
の皆様におかれましては、日本体育・学校健康セ
ンターや美術館を訪ねいただきました。御理解を
深めていただきまして、大変うれしく思っており
ます。

今御質問の点でございますが、日本体育・学校
健康センターは、実は以前、昭和三十年代にでき
ました日本学校給食会、それから日本学校安全会
そして国立競技場といったようなものが、それぞ
れ時代の経緯を経まして、今回新たに独立行政法
人として再出発させていた。だこうということでご
ざいます。

これらの統合の経緯を若干御説明させていただきますと、昭和五十七年に日本学校給食会と日本

学校安全会とが統合して日本学校健康会が設立さ
れて、そして昭和六十一年に国立競技場と統合し
て日本体育・学校健康センターができました。た
けでございますが、それらはその時々の要請と、
それからより事業を充実したものにしてという
理念の下に統合が図られてまいりましたわけでご
ざいます。

これまでの日本体育・学校健康センターです
が、これが昭和六十一年に設立されたわけでご
ざいます。そのときは、昭和五十八年に出されま
した臨時行政調査会の行政改革に関する第五次答
申におきまして特殊法人の整理合理化の一環とし
て統合することが答申されたわけでございます。
そのときには、広く国民の体力の向上あるいは健
康の保持増進の面より目的を達成するというた
めに日本体育・学校健康センターが設立されてき
たわけでございますが、その後、大型業務が幾つ
か追加されてまいりまして、一つはスポーツ振興
基金業務が追加され、今申し上げたのは平成二年
でございますが、そして平成十年にはtotoの
業務が追加され、そして平成十三年には国立ス
ポーツ科学センター業務が追加されてきたとい
うような経緯がございます。

今回は、そうした一連の業務をもう一回見直し
まして、そして本間に国がやらざるを得ないとい
うものに絞って新たに合理化をして、そして独立
行政法人の日本スポーツ振興センターとして発足
しようというものでございます。

既定路線で、そのまま法人の種類を変えるだけ
ではないかというふうなニュアンスの御質問でご
ざいましたけれども、私どもといたしましては、
今回は名称も改め、そして目的も法案の中に盛り
込まれておりますような明確な目的と、そして整
理された業務を行っていくということによってス
ポーツ振興なり様々な必要な業務をやっていく
ということでございます。

そうした業務の整理と、そして合理化、効率化
を図りながら日本のスポーツ振興なり必要な体育
関係の業務をしつかりやっていくという理念の

下に、今回、独立行政法人としての出発をお認めいただくべくお願いしているところでございます。

○山本香苗君 継ぎはぎではなく、きちっと顔の見えるような業務をしていただけるようなセン

ターにしたいと思っております。

次に、日本芸術文化振興会のことについてお伺いしたいと思っておりますが、文化芸術振興基本法の成立は、とかく文化をおろそかにしてきた日本の過去に対する清算であると同時に、二十一世紀を豊かに切り開いていくためのかぎとなるものと、これは、劇作家で東亜大学の学長の山崎正和さんが昨年、我が党の機関紙であります公明新聞に寄せてくださったコメントであります。

正に文化芸術の振興は、これまでの日本の政治、社会の中で見落とされてきた文化芸術という最も人間性にあふれたものを取り戻す闘いであり、人々の創造性を開き、多様性を尊重する二十一世紀型社会を構築していく世紀の一大事業でございます。

我が党は、こうした認識に立ちまして、昨年、文化芸術振興基本法を成立させました。この基本法の制定は、文化芸術大國構築に向けての大きな出発点でありまして、これからの心豊かな二十一世紀の日本を作るための闘いに全力で取り組んでいきたいと思っておりますが、そこで大臣にお伺いしたいと思っております。

この日本芸術文化振興会の独立行政法人化は、単なる十把一からげの改革じゃない、我が国の文化振興の流れを後退させるようなものでもない、あくまでも我が国は文化立国で行くんだという姿勢は変わらなないことをはっきりと御答弁していただきたいと思っております。

○国務大臣(遠山敦子君) 日本の国家の存立にとって教育なり科学技術なりというものも大事でございますが、やはり社会の基盤として文化の振興というものは極めて大事だと私は考えております。そのような背景の下に、委員の先生方の御努力

によりまして、昨年の十一月に文化芸術振興基本法を成立させていただきました。これを踏まえて目下様々な振興策に取り組んでいるところでございます。

もちろん、豊かな芸術が振興され、そして国民が様々な文化活動に携わるといふことによつて文化の国としてしっかり歩んでいきますためには、国民一人一人の努力というものが大事だと思います。すし、芸術家が優れた芸術活動を通じてそういう文化の質を高めていくという御努力も大変大事だと思います。

しかしながら、芸術文化につきましては、これは必ずしもそう経済的に結び付くわけではございませんし、また採算の取れるものではないという、そういう性格を持っておりますところから、やはり国としては芸術文化振興ということとは極めて大事な役割だと、役割を持っておりますと私は考えております。その意味におきまして、日本芸術文化振興会はそのような国が支えるべき芸術文化についての必要な施策を具体的に展開していくための組織であるというふうに考えております。

先生御存じのように、これまでも幾つかの機能を果たしてまいっておりますが、一つは伝統芸能の保存、振興ということでございます。能楽、文楽、歌舞伎など、そうした日本が古来蓄積をしてまいったそういう伝統芸能をしっかり支えていくための機能を一つ果たしておりますし、またオペラ、バレエ、演劇などの現代舞台芸術の振興、普及もやっております。

さらに、そうした国立劇場を使つてやる事業だけではなくて、幅広い芸術文化活動への助成事業をやっております。これが日本の文化について非常に重要な役割を持っているトップクラスの芸術家たちの活動を支えるのと同時に、すそ野を広くしていくという角度からいろんな地域の芸術文化活動に対する助成も行っているというところで、これら三つの機能を今後ともしっかりとやっていく必要があると思っております。

それは、現在特殊法人でありますものを独立行政法人にしていくなことによつて、むしろ新たな法人化による業務の効率化ないし活性化というふうなことを図ることによつてメリットを生かしていくということでありまして、決して後退ではなく、むしろ今後正に日本にとつて重要な芸術文化振興の拠点としてしっかりと仕事をやっていくべき、そういう組織であるというふうに考えております。

○山本香苗君 ありがとうございます。

独立行政法人化しますと中期目標、中期計画を策定しなくてはならないわけなんです。この日本芸術文化振興会が独立行政法人化したときに、具体的にどういった目標を置くことを想定されていらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 独立行政法人の中期目標については主務大臣が定めるわけでございます。すけれども、独立行政法人通則法におきましては、中期目標の事項として、中期目標の期間、業務運営の効率化に関する事項、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項などを定めることとされております。

ちなみに、先生も尋ねていただきました先行独立行政法人でございます国立美術館では、中期目標の期間は五年として、長期的な計画による業務運営の効率化を図るとともに、特に国民に提供するサービスの向上を図る事項につきましては、作品の収集・保管・展示、調査研究、教育普及といった事業ごとに取り組むべき目標を記載しているところでございます。

日本芸術文化振興会の中期目標につきましては、日本芸術文化振興会の行う事業、すなわち国立劇場、国立劇場の管理運営、芸術文化振興基金の運営、芸術家の研修、調査研究事業等のそれぞれの事項ごとに目指すべきところを記述することになるかと思っております。

その場合、芸術その他の文化の向上に寄与するという法人の目的にかながみまして、例えば単純に入場者数などの数値に着目した目標だけではなくて、芸術文化活動の特性を考慮しながら、助

成事業や劇場運営事業の内容に正確に対応した目標というものを考えていきたいというふうに思っております。

○山本香苗君 国立劇場の運営業務については厳格な外部評価が課され、それによつて国費助成が見直されるというふうになっておりますけれども、この厳格な外部評価というのは具体的に何になりますでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 独立行政法人は事前の規制を行うというよりは、先ほど申し上げました中期目標、それから法人が作ります中期計画による目標管理というものを基本といたしまして、事後的に業績評価を行う仕組みとなっております。この事後評価は第三者機関である独立行政法人評価委員会が行うわけでございますけれども、現在、文部科学省所管の独立行政法人については文部科学省独立行政法人評価委員会、ここが評価を行っているところでございます。

日本芸術文化振興会及びその管理下にございます国立劇場につきましても、今後、先行する独立行政法人と同様に文部科学省独立行政法人評価委員会において評価が行われるということになるかと思っております。

この独立行政法人の評価につきましては、まず各事業年度ごとに、先ほど申し上げました中期計画の実施状況の調査分析、その中にはお見えになりましたお客様に対するアンケート調査の結果なども踏まえて、当該事業年度における業務の実績の全体についてこの評価委員会が総合的な評定をするということになるかと思っております。

このような評価の実施に当たりましては、文化芸術活動を実施をし、支援を図るといふ日本芸術文化振興会の事業の特性に配慮をした適切なものになるように考えてまいりたいと思っております。

○山本香苗君 今、歌舞伎俳優の二七%が国立劇場の養成所から出ているそうです。つまりは、四人に一人が国立劇場の養成所で養成されている

演出家であり、劇団四季の会長である浅利慶太さんが新国立劇場につきましているような意見を述べていらつしやるわけなんですけれども、新国立劇場はだれのものか、国費投入にあぐらをかく一部演劇人に猛省を促すとか、小泉総理よ、文化界の抵抗勢力にも大なたをといったことを言っているらつしやつて、すごく大まかに要約すれば、国民の血税である税金を投入している限り、文化芸術といった分野においても不透明な無駄遣いは見直さなくちゃいけないと。特に新国立劇場は経費の支出が不明瞭だということを言っているらつ

○政府参考人(錢谷眞美君) お話のございました。芸術文化振興基金は、政府と民間双方の出資によりまして平成元年に創設をされました。現在、総額六百四十二億円の基金を持っておりまして、これを元に日本芸術文化振興会が運営し、多様な分野の芸術文化活動に對しまして助成を行っております。

この基金による助成は、今日まで映画につきましてはでもかなり助成を行っておりまして、関係者にとつては非常にいい制度として定着をして、基金による助成を前提として意欲的な芸術創作活動

○山本香苗君　ありがとうございます。

次に、放送大学学園についてお伺いしたいんですが、大学共同利用機関メディア教育開発センター、ここはインターネットを活用した教材の開発や衛星通信による大学間ネットワークの整備などをテーマに研究開発に取り組んでいらっしゃるのと伺いましたんですけども、こここの放送大学との統合というのが文部科学省内で検討されているということなんですが、この検討状況というのはどうなっているでしょうか。

○政府参考人（工藤智規君）　メディア教育開発セ

現在の放送大学はこうした様々な要望にこたえるためのいろいろな科目が用意されているわけでございますけれども、特別な法人という形になることによりまして、例えば採算性の取れる科目だけが残ってしまつてその他がなくなつてしまつようなことはございますでしょうか。

○副大臣(河村建夫君) 委員御指摘のように、放

送大学で学ぶというのは大変私は学ぶ意欲の高い方々だろうと思います。そういう方々にできるだけ広くこたえていく、これは放送、公共の電波を利用する、高等教育の機会を提供するという大きな役割があるわけですから、そういう面での御指摘を踏まえて、今度独立行政法人化になるので、採算性がかり考えるというわけにはいかない面があると思います。

御案内のように放送大学には教養学部があって、生活科学、産業・社会、それから人文・自然と三つのコースがあって、非常に広い範囲で、二百九十三科目あるんですね。今、大学院も含めまして十万人を超える方々がここに入っておられるわけですから、そういうことを考えますと、もちろん独立行政法人でありますから経費の節減等々、特別な学校法人としての担うことの重要性といえますか、そういうものを意識して経営、運営をしていただく、これはもう当然のことでありますけれども、単なる収入増等を図るというだけじゃなくて、皆さんの気持ちをしつかり踏まえた適切な運営をしていただくという観点からいって、御指摘のように民営化によって採算性のものだけが残るということはないようにしなきゃいかぬと思います。

ただ、皆さんの要望でございますから、せっかくあつてもこれ一人も受講者がなくなつたというようなことになれば見直さなきゃいけませんし、また、新しい科目の要求が来ればそれを入れるとか、いろんな努力はしてもらわなきゃいけません。採算性が先走るといふことのないようには、やっぱり公益性、大学の持つ公益性を十分踏まえた運営をしていただく、当然のことだろうというふうに思っております。

○山本香苗君 今御答弁いただきましたとおり、本当に柔軟ないろいろなニーズに合わせて、また設立の目的、理念というものをしっかりと踏まえた教育ができるような放送大学にしたい、さうしたいと思っております。

いただきます。

ありがとうございます。

○畑野君枝君 日本共産党の畑野君枝でございます。

まず最初に、独立行政法人日本スポーツ振興センター法案について伺います。

今回の法案で言われている日本スポーツ振興センターが、今後サッカーくじ中心の言わば日本スポーツ振興くじセンターになっていくのではないかと、こういう懸念の声が寄せられているわけですね。くじの売上げを伸ばすためにコンビニ販売などになりふり構わず突き進んでいくというようなことになれば、この委員会でも国会でも議論してきた青少年への影響を始め重大な問題が生まれることになる。その点では、もう既にセンターの理事などがコンビニでの推進ということをお願いする、また、それに答えて、十一月二十七日のこれは衆議院ですが、局長がコンビニ販売の今後大変大きな検討課題であるというふうに言われる。これは、こういうことが進んでいきますと、正に冒頭申し上げたような懸念する方向になっていく、これは正に国会審議は何だったのかということになるわけですね。

それで、そもそもこのサッカーくじをめぐるのはもう本当に国会で慎重な議論がされてきたわけです。当初、九七年に衆議院を通過するときに、本会議では、七十人の反乱と言われるように、推進していた政党の中でも、元首相やあるいは後の首相や、あるいは代表や党首の方たちが出ない、退席する、反対する、こういう状況の中で衆議院を通過したものの、この参議院では本当に長い間議論をされて、そして附帯決議が当院からもされて、十九歳未満への販売禁止措置などを含めてうたわれてきたわけです。

そういう点では、参議院の附帯決議では、「青少年に悪影響を及ぼさないよう販売方法等について十分留意すること」とされましたし、また衆議院では、その後差し戻したわけですが、附帯決議として、「十九歳未満の者に対する購入等の禁

止が徹底されるよう販売場所、販売方法等について青少年が入手し難い方策を講じるなど適切な配慮をすること」と、こういう経過があつたわけです。

そして、このサッカーくじの実施という段になりまして私は国会に送っていただいたわけですが、ここでも、この委員会にもいらっしゃる前文部大臣ともいろいろと議論をさせていただいたわけですね。

例えば、一九九八年の十月十五日につきまして、委員会の審議当時の町村文部大臣が、「昨今の状況で、コンビニというのは非常に未成年者がたくさん出入りする場所でもありますので、こういう場所が本当にいいのかな、率直にそう思っております」という御答弁を引いて当時の大臣にお伺いしたところ、コンビニの問題に關しまして私も大変憂慮をしておりますと当時のお馬大臣から御答弁をいただきました。

また、一九九九年の十一月二十五日のこの委員会でも私はこの問題を質問いたしまして、くじの購入に伴い、非行を誘発するのではないかと、あるいは社会的に未熟な青少年が勤務を経ずして金銭を得ることはいかげなもので、そのような意見があつたということで、実施に向けてはセンターを指導していると、これは中曽根大臣がございました。こういう議論をずっとやってきたわけですね。

それで、そのときに、なぜコンビニエンスストアは当面発売場所の対象としないのかという私の質問に対して、当時の局長は、保体審において、コンビニエンスストア、これについては青少年が多数出入りしている、かつ、そこが言わば青少年のたまり場になっている、十九歳未満の者が販売に多くかかわっている、十九歳未満の者が販売にかかわっている時間帯がある、こういう点で懸念が表明されてそうなんだと。本当に長い議論を真剣に行ってきたわけなんですね。

そうした国会の議論を本当に軽く扱うようなことを、正にセンターが変わっていかば、もうくじ

でとにかく収入を得るんだと、そういう方向に青少年の影響なんかそっちのけで行くという危惧が出るのは当然だと思っております。

ですから、私は、これはきちっと文部科学大臣としてのこのコンビニ問題について御見解をただしておきたいと思うんですが、いかがですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) スポーツ振興くじでございますが、豊かなスポーツ環境を作り、我が国のスポーツの振興を図るため大きな役割を担っております。その収益を活用しまして、本年度から、総合型スポーツクラブへの支援とかスポーツ大会の開催、指導者の養成の支援等に役立てさせていただいており、大変有り難い状況にあるわけでございます。

それで、収益が上がりませんとこういう助成ができないということで、収益について、これもいろいろ議論がございまして、大変心配な状況にある、こういうことでございまして、この実施主体の日本体育・学校健康センターでは、宣伝広報の追加とか販売店の数を増加するといったようなこと、さらには新しいタイプのくじを実施するといったような種々の改善を加えまして、このくじが国民に親しまれ、たくさん売れ、そしてその収益がスポーツ振興に充てられるようにということで種々知恵を絞っておるわけでございます。

御指摘のように、コンビニエンスストアの販売につきましては、平成十年当時の保健体育審議会におきまして、青少年健全育成の観点から、発売当初はより慎重な対応をすること、いわゆるコンビニエンスストアについては当面発売場所の対象としない、こういうことでございまして、このスポーツ振興くじ、二年たちますが、コンビニエンスストアでの発売は現在行っていない、こういう状況でございます。

ただ、購入者の方といいますか、スポーツ振興くじについてのアンケートを日本学校健康センターの方で行いますと、やはりこのスポーツ振興くじ、totoに対する何か不満を感じる点はどこかと、こう聞きますと、コンビニで販売してい

とである程度の日数使用しないで置いておか
と芝生がうまくならないと、こういう状況もある
ということでごさいます、そういう芝生の養
生等の管理上必要な日数等を除きますと、ほぼ可
能な限り使用されている状態にあるのではないかと
と、こう考えておる次第でごさいます、そうい
う使用日数という点にしましては、独立行政法
人化された後もその利用状況に大きな変化は生じ
ないというふうな思っております。

○畑野君枝君 ところで、国立の霞ヶ丘競技場を
ぐって、先に決まっていた全国高校定時制通信制
陸上大会の日程がプロ格闘技のために空けてほし
いとセンターが要請をして変更をさせるといふよ
うな問題が起きています。これは重大問題だと思
うんですけれども、この点についていかがですか。
○政府参考人(遠藤純一郎君) 今御指摘の点で
ございすけれども、事実関係で申しますと、全国
高等学校定時制通信制陸上競技大会の開催が決
まっていた、決まって利用許可をしておったと、
その後、決まってプロ格闘技のイベントのため
の申込みがなされたということがございまして、
センターで両者の日程を調整するということが
ございまして、全国高等学校定時制通信制陸上
競技大会の日程の変更について検討をお願いした
ところ、了承を得たということで利用の許可の変
更を一度行ったというふうな聞いておるわけで
ございす。

ただ、その後、また今度プロの格闘技のイベ
ントについて、その日じやなくてもいいという申出
があったということがございまして、また陸上競
技大会の方にそういう旨をお伝えをし調整をして
いただいた結果、当初に予定した日程でその陸上
競技大会が行われるというふうな状況になったと
いうふうな聞いておるわけでございす。

私どもとしては、やはり陸上競技大会の開催日
が、二か月前とはいえ、いろいろ揺れ動いたとい
うことについては事実でございまして、今後、セ
ンターにおきまして利用調整を行うに当たって
は、大会の実施に混乱を来さないよう十分な配慮

を行うよう指導したところでございす。

○畑野君枝君 本当に大問題だったと思うわけ
ですね。つまり、働きながら苦勞して学んでいる生
徒の年一回の大会よりも、より収益の上があるそ
ういうプロのものを優先するようなことがあつては
ならないということですから、この点はもうき
ちとそういうことのないようにしていただく。
大体十倍ぐらいの差があるということ、収益を
上げるようになるというふうな方向になるん
じやないかという懸念も出されてきたわけです。
そこで伺いたいんですけれども、独立行政法人
になって、全面的な民間委託にとまらなくて、
例えば採算が取れない、効率が良くないというこ
とで将来国立競技場がどこかに売られてしまう
のではないかと、廃止されるのではないかと、こ
ういう心配も出されているわけなんです。そこで、
やはり国立競技場というのは公共的スポーツ施設
として将来にわたって必要な施設だと、しつかり
充実させるということが求められていると思うん
ですが、その点についていかがですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 日本体育・学校健
康センターでございすますが、スポーツの振興等
を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ
効率的な運営を目的の一つに掲げている法人で
ございまして、独立行政法人化をした後であつても
その目的に変更はないと、こう考えておる次第で
ございす。

したが、いま、国立競技場は、我が国の主要
なスポーツ施設として、国際競技大会や全国的な
各種スポーツ大会に対して高レベルの施設設
備を整えた競技施設を提供するなど、我が国のス
ポーツ振興に重要な役割を果たしてきたもので
ございまして、引き続きスポーツの振興にその重要
な役割を果たしていくことが期待されているもの
でございす。

国立競技場は、先ほども申しましたように、ア
マチュアのスポーツ団体等に対して安い価格で施
設が提供できるようにしておるところもございま
して、そもそも採算が取れるというふうなことは

考えておりません。したが、いま、採算が取れ
ないと、そういう理由で売却することは考えてい
ないということでごさいます。

○畑野君枝君 独立行政法人化になっていろいろ
な懸念があるということ、私、申し上げてまい
りました。そして、特にセンターの変質、あるい
は本場に収益を上げるために正に青少年の健全育
成あるいはスポーツの役割そのものをないがしろ
にされるということがあつてはもう絶対ならん
わけでありまして、私、先ほど文部科学大臣から明
確な御答弁はありませんでした、青少年の健全
育成については御留意される、それは当然のこと
ですというふうにおっしゃっております。

私、センターの現在理事をされていらつしやる
方が先ほどのサッカーくじのコンビ二の問題で発
言をされておるんですけれども、例えばこの方は
二〇〇一年まで文化庁の次官です。つまり、
国会のいろいろな、本省の、文部科学省の議論を
ずっと見守ってきた方たちがセンターに天下れ
ば、もうそんなことは忘れてしまつて、とにかく
売上げを伸ばすためにはというような発想、発言
をされるというのは本場に大問題だというふう
に思ふんです。

ですから、こういう問題を含めて、私は今後も
引き続きこうした問題を国会でも議論していく必
要がある、また必要な報告を是非求めていき
たいというふうな思っております。

さて、最後に私学にかかわつての質問をさせて
いただきます。

今回の私学共済事業団の法案でございすけれ
ども、やはり、一般補助が抑制されながら、一方
で特別補助に重点化をしていくと、こういうよう
な方向が進みますと、私学の自主性あるいは自律
性、建学の精神に基づいて行われている、そうし
たものが損なわれることになるのではないかと、こ
ういう懸念の聲が上がっております。私は、やは
りそれぞれの私学の自主性を尊重しながら私学助
成を充実させるということが今本場に求められて
いるというふうな思ふわけです。

これは、私学で学ぶ学生さんこの間国会に
おられます、私学助成を含めて充実を求められて
おります。あるいは、全国私教連の調査でも、や
はり授業料が払えないということで中途退学者が
増えているというのはこの委員会でも申し上げま
したし、あるいは各地域での補助制度に本場に希
望が殺到する。修学旅行を本場に泣く泣くやめな
くてはいけぬ、そういう生徒さんがたくさんい
るわけですね。正にその命綱になっているこの私
学助成を伸ばしていくことこそ必要ではないか。
そういう点で、私の持っている懸念に対してどの
ように考えていらつしやるか、伺います。

○政府参考人(工藤智規君) 私学助成は、昭和五
十年の私学振興助成法制定以来、私学の振興のた
めに我々も汗をかいてきています。私学助成は、
法の精神は、この助成を通じまして、私学の教
育研究条件の改善、それからそこに学びます学生
のための家計負担の軽減等のために一般補助、特
別補助という形でやられておるところでございま
すが、いずれにしても私学の独自性あるいは特色
を減じることはございせん、それぞれの私
学の御努力に応じた補助金の充実を図つてい
るつもりでございす。

現に、例えば特別補助といひましても、いろ
ろ、御存じだと思いますけれども、例えば社会人
の受入れの状況でございすとか、少人数教育の
ようなきめ細かい教育体制でございすとか、あ
るいは障害者の受入れ、教養教育の充実、国際交
流の推進、あるいは学術研究面での高度化でござ
いすとか大学院面での充実など、教育研究
面の国民なり学生の望んでおる要素について、努
力したところにより多くのお金を差し上げまし
うという仕組みで特別補助の制度を作つてござ
いまして、限られた財源状況の中で、私ども、苦慮
しながらではございすけれども、一般補助と特
別補助のバランスを考えながらその充実に努めて
いるところでございす。

実際に、来年度概算要求、今折衝中でございま

すけれども、一般補助二千二百二十五億円余りに対しまして特別補助千七百二十億円の概算要求をしているところでございますが、いずれにしましても今後ともその充実に努めて、かつそれぞれの私学の御努力に報いるような形でその充実を図ってまいりたいと思っております。

○畑野君 校務 そうですね、この参議院の文教委員会の附帯決議で、一九七五年の七月にすけれども、附帯決議を掲げて、私立大学に対する国の補助はできるだけ速やかに二分の一にするように努めるというふうな言われてきたわけですね。それに比べますと、本場にまだ遅れた状況であります。

そして、やはり国の姿勢として、お金は出すけれども口は出さない、やはりこういうスタンスでやっていないかと、国が求めている方向にやっていると、本場に多く付けていくというふうになりまして、本場に私学の独自性、それが損なわれるというふうには私は思います。

ですから、私学の自主性、これを本場に尊重すべき中身として進めるべきじゃないかと思っておりますけれども、その点はいかがですか。

○政府参考人(工藤智規君) 先ほど申しましたように、この私学助成は私学のそれぞれの特色ある教育研究活動をバックアップする、しかも一般補助は学生数、教職員数等に応じまして、ある程度傾斜配分はございますけれども、基盤的な助成をするということでございます。いずれにしてもそれぞれの私学の御努力の状況に応じまして私どももその充実に努めてまいりたいと思っております。

○畑野君 校務 そういって、一般補助もなかなか増えないという状況がありますが、それを本場に是非増やしていただくことを求めまして、私の質問を終わります。

○委員長(大野つや子君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後二時三十七分散会

十一月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、私立学校の保護者負担を軽減するとともに教育条件改善のための私学助成を充実することに関する請願(第二〇九号)

一、学校事務職員・学校栄養職員の定数改善と給与費等半額国庫負担の拡充などに関する請願(第二一三三号)

一、豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願(第二一四四号)(第二一五五号)(第二五六号)(第二五七号)(第二五八号)

一、学校事務職員・学校栄養職員の定数改善と給与費等半額国庫負担の拡充などに関する請願(第二六〇号)

一、豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願(第三四〇号)(第三四一四号)(第三四二二号)(第三四三三号)(第三四四四号)(第三六八八号)(第三八六六号)(第三八七七号)(第三九四四号)

第二〇九号 平成十四年十一月十八日受理

私立学校の保護者負担を軽減するとともに教育条件改善のための私学助成を充実することに関する請願

請願者 札幌市中央区南十四条西一三〇ノ二

ノ二七 外岡学外六万名

紹介議員 中川 義雄君

私立学校は、建学の精神と独自の教育理念の下に、公教育の一翼を担うものとして、新しい時代に対応する特色ある教育を目指して教育の振興発展に大きな役割を果たしているが、その経営基盤は依然として脆弱である。加えて、長期的な生徒・園児の減少や長引く景気の低迷による生徒の修学継続への影響が懸念されるなど、私立学校を取り巻く環境は更に厳しさを増しており、その経営基盤に与える影響が憂慮されている。教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図り、教育内容の充実と私立学校の経営の健全性を高めしていくことが強く求められている。

ついては、私学助成の国庫補助制度のなお一層

の充実強化のため、次の措置を採らねばならない。

一、公私の学費格差の解消、父母負担の軽減のため、私学助成の充実に努めること。

1 現行の経常費助成の充実に努めること。

2 私立中学校・高等学校の設備整備のための助成等に努めること。

3 私立中学校・高等学校の生徒に対する授業料減免補助事業などの推進を図ること。

二、私立中学校・高等学校の特色ある教育を推進するための特別補助の充実に努めること。

三、私学関係税制の一層の充実に努めること。

第二一三三号 平成十四年十一月十九日受理

学校事務職員・学校栄養職員の定数改善と給与費等半額国庫負担の拡充などに関する請願

請願者 愛知県西尾市米津町校道八二ノ一

林知左子外百九十九名

紹介議員 上杉 光弘君

子供たちの健全な成長は、父母・国民の願いである。学校事務職員は、学校予算・施設管理など教育条件整備の仕事を通して、また、学校栄養職員は豊かな安全な給食作りと食生活の指導を通して、教員と共に子供の成長と発達に協力・共同して責任を持っている。いじめ・不登校など、教育をめぐる深刻な問題解決のためには、一人一人の子供を大切にすることを意味するゆとりある、心が通う学校をつくるのが大切である。そのため、一クラスの子供たちの数(定数)を減らし、教職員の数を増やすことが必要である。また、文部科学省は中教審の具体化として学校事務・業務の共同実施(センター組織・複数校業務)を進めようとしている。業務等により学校事務職員が学校に不在の時間が増えることは、子供の実態に沿ったきめ細かな仕事となり、学校事務の多忙・煩雑化の中で、子供・保護者・教職員の要望への即応性が阻害される。国は教育の機会均等を保障すべき立場にあり、第七次教職員定数改善計画を、実質的な定数増、複数基準改善となるようにすることはもとより、学校事務職員を各学校

の必置職員として制度化することが必要である。そのために学校教育法第二八条第一項の「学校事務職員を置かないことができる」規定の削除も避けられない。

ついては、次の事項について実現を図らねばならない。

一、小・中・高三〇人学級(高校職業科二五人、定時制二〇人)を早期に実現すること。

二、すべての学校の教職員を増やすこと。学校教育法第二八条第一項の「学校事務職員を置かないことができる」を削除し、全校複数配置を基本に(一)一八学級は二人、一九・三〇学級は三人、三一学級以上は四人)改善すること。また、完全給食実施校に学校栄養職員を配置すること。

三、義務教育費国庫負担制度を守り、充実すること。

四、私学助成の国庫補助制度を守り、私学助成を大幅に増額すること。

五、子供たちの命と安全を守るために、老朽・危険校舎の補修・改築費の国庫補助拡充をすること。

六、希望するすべての子供たちに高校教育を保障すること。

七、すべての障害児に発達と障害に応じた義務教育終了後の教育を保障・充実すること。

八、教育費の父母負担を軽減し、教育費の無償化計画を立てること。

九、長期不況下での児童・生徒の就学保障のため、緊急の特別措置を採ること。

第二一四四号 平成十四年十一月十九日受理

豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願

請願者 東京都墨田区業平四ノ四ノ六 小

林勇吉外二百四十九名

紹介議員 中村 敦夫君

私学振興は国の重要な責務であり、私学助成の拡充・改善は重点的に取り組むべき施策である。私立高校に進学する生徒は、全国で一二〇万人全

高校生の約三割に達しており、公教育を担う私立高校に対する国の助成は極めて重要である。しかし、公私の三年間の学費を比較すると私学は公立の約四倍となっており、公私格差の是正・保護者負担の軽減は、切実な願いである。教育条件において、公立高校では九三年度より四〇人学級が実施されているにもかかわらず、私立高校においてまだ四〇人学級の実施が不十分なところも見られる。豊かな私学教育が保障されるためにも、四〇人学級を完全実施させ、一歩進めて三〇人以下学級を実現させなければならない。また、公立の標準定数法に基づく教員の定数に比べて私立高校の教員数は、全国平均で約二五％下回っている。さらに、教員構成においても講師が多く、専任教員の増員が求められている。また、少子化の中で、子育て支援と幼児教育の重要さからも、幼稚園の二〇人以下学級を実現させていかなければならない。一方、専修学校専門課程（専門学校）に対する国の経常費助成は、現在行われていない。多様な進路の保障、公平な国費の配分の上からも経常費助成の新設が望まれている。また、私立大学の教育研究の充実、日本が高度な教育研究体制を確立して、国際社会に貢献する上で極めて重要である。私立大学にあつては学生一人当たり国の教育費負担は九分の一であることを国も助成拡充は優先的に講じなければならない施策である。ついで、豊かな私学教育の実現のため、次の措置を採りたい。

一、私立学校の保護者の負担を軽減するとともに教育条件改善のため私学助成を拡充すること。

2 私立高等学校の教育条件の維持向上を図り、公私間格差の是正のための次の事項の補助を拡充すること。

(一) きめ細やかな学習指導を可能にする少人数授業編成推進のための補助

(二) 専任教諭の配置率向上など標準的な教職員数を確保するための補助

3 私立学校の教育施設整備のための特別助成措置を講ずること。

4 過疎地域の私立高校に対する特別助成の継続と拡充を図ること。

5 保護者の家計急変に伴う授業料減免事業臨時特別経費補助を、当面の間継続すること。

6 私立大学の教育研究のより一層の充実と学費負担の軽減に資するため、私学振興助成法の趣旨に基づき、その経常的経費の二分の一補助達成を目指して、経常的経費補助の拡充を図ること。

7 私立幼稚園におけるチーム保育導入を始めることとする、少人数保育の促進のための補助の拡充を図ること。

8 私立専修学校教育の振興を図るため、情報処理関係設備及び教育装置整備費補助の拡充を図ること。

第二一五号 平成十四年十一月十九日受理
豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願
請願者 茨城県水戸市塩崎町三、五四六ノ二 宮崎勝美外二千三十九名
紹介議員 小林 元君
この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第二一六号 平成十四年十一月十九日受理
豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願
請願者 福岡県柳川市大字上宮永町七四一ノ一 堤裕一外四千七百一名
紹介議員 洲上 貞雄君
この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第二一七号 平成十四年十一月十九日受理
豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願

請願者 さいたま市太田窪四ノ五ノ一四 吉野幸子外五百九十九名
紹介議員 藤井 俊男君
この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第二一八号 平成十四年十一月十九日受理
豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願
請願者 福岡県太宰府市朱雀三ノ二ノ五 野口潤子外十八万四千八百九十七名
紹介議員 神本美恵子君
この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第二一六〇号 平成十四年十一月十九日受理
学校事務職員・学校栄養職員の定数改善と給与費等半額国庫負担の拡充などに関する請願
請願者 名古屋市中区白区植田山一ノ一、五〇四ノ二〇二 植田豊実外百九十九名
紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第二一三三号と同じである。

第三四〇号 平成十四年十一月二十日受理
豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願
請願者 神奈川県相模原市二本松二ノ一〇ノ八 山口正治外九百九十九名
紹介議員 ツルネマルティ君
この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第三四一号 平成十四年十一月二十日受理
豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願
請願者 東京都調布市国領町七ノ五二ノ五ノ三〇三 岡田弘外二百四十九名
紹介議員 浜四津敏子君
この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第三四二号 平成十四年十一月二十日受理
豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願
請願者 さいたま市南浦和一ノ二七ノ五ノ三〇六 武田道博外百九十九名
紹介議員 山根 隆治君
この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第三四三号 平成十四年十一月二十日受理
豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願
請願者 広島市南区東雲一ノ一五ノ一七 森繁雄外四千九百九十九名
紹介議員 柏村 武昭君
この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第三四四号 平成十四年十一月二十日受理
豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願
請願者 東京都小平市学園東町二ノ一三ノ一二 小松やみ外一万四千七百三十四名
紹介議員 鈴木 寛君
この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第三六八号 平成十四年十一月二十日受理
豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願
請願者 広島市東区牛田早稲田一ノ一七ノ一五ノ四〇六 谷本佳都子外九千九百九十九名
紹介議員 柳田 稔君
この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第三八六号 平成十四年十一月二十一日受理
豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願
請願者 福岡県三潞郡城島町大字江上本一、一一六ノ一 古賀友之外三千

九百九十九名

紹介議員 神本美恵子君

この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第三八七号 平成十四年十一月二十一日受理

豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する
請願

請願者 広島県府中市鶴飼町七四三ノ一

内海和浩外四千九百九十九名

紹介議員 溝手 顕正君

この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第三九四号 平成十四年十一月二十一日受理

豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する
請願

請願者 茨城県高萩市島名二、二五〇ノ二

上村博外二千三十一名

紹介議員 郡司 彰君

この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

平成十四年十二月十日印刷

平成十四年十二月十一日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

F